埼医業Ⅱ第　９５６号
令和２年７月２０日

郡市・大学医師会長　殿
（医療保険担当理事　殿）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　小　室　保　尚）

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金について

今般、新型コロナウイルス感染症拡大に際して、時限的・特例的な取扱いとして、初診や再診を電話や情報通信機器を用いて実施できることとなり、ご協力をいただいている先生方には感謝申し上げます。

さて、本件につきまして、埼玉県から別添のとおり埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金についての通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員へ周知いただけますようお願い申し上げます。

なお、下記の参考ホームページに事業概要等が掲載されておりますので、ご活用ください。

【参考ホームページ（県医療整備課）】
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/onlineshinryo.html

【本件に関する問い合わせ】
県医療整備課　　電話　０４８－８３０－３５３９

担　当：業務Ⅱ課　藤崎
電　話：048-824-2611（代表）
ＦＡＸ：048-822-8515

医　第３２７－３号
令和２年７月１７日

一般社団法人埼玉県医師会会長　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二
（公印省略）

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、医師と患者間において、電話やオンラインによる診療（電話や情報通信機器を通して患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為）を初診等において実施する医療機関に対し、補助金を交付することといたしました。

つきましては、補助事業の概要、補助金交付要綱、スケジュール等を県ホームページに掲載していますので、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員への周知について特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

≪参照≫
埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業について（埼玉県ホームページ）
http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/onlineshinryo.html

担　当：医療整備課医務担当
電　話：０４８－８３０－３５３９
ＦＡＸ：０４８－８３０－４８０２
E-Mail：a3530-03@pref.saitama.lg.jp

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金について

令和２年５月１日

１　目的

県は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、医師と患者間において、電話や情報通信機器を通して患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為（以下「電話やオンラインによる診療」という。）を実施する医療機関に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

２　補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業は、以下に定める事業とします。

（１）電話やオンラインによる診療事業

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成３０年３月厚生労働省策定。）及び「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和２年４月１０日付け厚生労働省医政局医事課及び同省医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「４月１０日事務連絡」という。）に基づいて行われる電話やオンラインによる診療のうち、初診及びその患者に対する２度目以降の電話やオンラインにより行われる診療（以下「初診及びその患者の再診」という。）。

（２）リーフレット作成事業

４月１０日事務連絡に基づいて行われる電話やオンラインによる診療を実施することを周知するために外注により作成したリーフレットの作成経費。

（３）補助対象事業の実施期間

（１）及び（２）の事業について、令和２年５月１日から令和２年１０月３１日又は４月１０日事務連絡に基づいて行われる電話やオンラインによる診療の取扱いが終了する日のいずれか早い日までに行われる事業。

３　補助対象事業者

この補助金の交付の対象となる事業者は、補助対象事業を行う埼玉県内の病院又は診療所（歯科診療所又は、国、地方公共団体、独立行政法人が設置する医療機関を除く。）を開設する者とします。

４　交付額の算定方法

この補助金の交付額は、次により算出するものとします（１，０００円未満切り捨て）。

（１）電話やオンラインによる診療事業

電話やオンラインによる診療のうち、初診及びその患者の再診１件につき３，０００円を乗じた額を補助金額とする。

（２）リーフレット作成事業

① 対象経費の実支出額から算出した１枚当たり単価と１枚当たり基準単価（３３円）とを比較して少ない方を補助対象単価とする。

② 実際に作成した枚数と基準上限枚数（２，０００枚）とを比較して少ない方を補助対象枚数とする。

③ ①で算出した補助対象単価に②で算出した補助対象枚数を乗じた額を補助金額とする。

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　県は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、医師と患者間において、電話や情報通信機器を通して患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為（以下「電話やオンラインによる診療」という。）を実施する医療機関に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条　この補助金の交付の対象となる事業は、以下に定める事業とする。

（１）電話やオンラインによる診療事業

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成３０年３月厚生労働省策定。）及び「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和２年４月１０日付け厚生労働省医政局医事課及び同省医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「４月１０日事務連絡」という。）に基づいて行われる電話やオンラインによる診療のうち、初診及びその患者に対する２度目以降の電話やオンラインにより行われる診療（以下「初診及びその患者の再診」という。）（※）。

※　４月１０日事務連絡を受け発出された「新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について」（令和２年４月１０日厚生労働省医政局医事課事務連絡）に基づき県に提出する「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票（様式２－２）」（以下、「様式２－２」という。）において報告されたものに限る。

（２）リーフレット作成事業

４月１０日事務連絡に基づいて行われる電話やオンラインによる診療を実施することを周知するために外注により作成したリーフレットの作成経費。

（３）補助対象事業の実施期間

（１）及び（２）の事業について、令和２年５月１日から令和２年１０月３１日又は４月１０日事務連絡に基づいて行われる電話やオンラインによる診療の取扱いが終了する日のいずれか早い日までに行われる事業。

（補助対象事業者）
第３条　この補助金の交付の対象となる事業者は、前条（１）又は（２）の事業を行う埼玉県内の病院又は診療所（歯科診療所又は、国、地方公共団体、独立行政法人が設置する医療機関を除く。）を開設する者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

（交付額の算定方法）
第４条　この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
（１）電話やオンラインによる診療事業
　電話やオンラインによる診療のうち、初診及びその患者の再診１件につき３，０００円を乗じた額を補助金額とする。
（２）リーフレット作成事業
　①　対象経費の実支出額から算出した１枚当たり単価と１枚当たり基準単価（３３円）とを比較して少ない方を補助対象単価とする。
　②　実際に作成した枚数と基準上限枚数（２，０００枚）とを比較して少ない方を補助対象枚数とする。
　③　①で算出した補助対象単価に②で算出した補助対象枚数を乗じた額を補助金額とする。

（申請書の様式等）
第５条　規則第４条第１項の申請書の様式は、様式第１号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。
２　規則第４条第２項第１号から第４号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
３　規則第４条第２項第５号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。
（１）経費所要額調
（２）県に提出した様式２－２の写し
（３）見積書（リーフレット作成事業を行う場合のみ）
（４）その他参考となる資料

（交付の条件）
第６条　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
（１）事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
（２）事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。
（３）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、第５号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年

度の翌々年度６月３０日までに知事に報告しなければならない。
また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
（４）この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
（５）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（交付決定通知書の様式）
第７条　規則第７条の交付決定通知書の様式は、様式第２号のとおりとする。

（補助金の支払い）
第８条　知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助対象事業者が提出する請求書に基づいて支払いを行う。

（状況報告）
第９条　補助対象事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）
第１０条　規則第１３条の実績報告書の様式は、様式第３号のとおりとし、その提出期限は、補助金申請日の属する年度の１２月３１日までとする。
２　前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）経費所要額精算書
（２）県に提出した様式２－２の写し
（３）納品書及び請求書の写し（リーフレット作成事業を行う場合のみ）
（４）その他参考となる資料

（確定通知書の様式）
第１１条　規則第１４条の確定通知書の様式は、様式第４号のとおりとする。

（補助金の返還）
第１２条　知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

（雑則）
第１３条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附　則
この要綱は、令和２年６月１２日から施行する。なお、令和２年５月１日から適用する。

様式第１号（第５条関係）

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

（宛先）
埼 玉 県 知 事

開　設　者　　㊞

医療機関名

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第４条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　補助申請額　　金　　円

内訳
（１）電話やオンラインによる診療事業　　金　　円
（２）リーフレット作成事業　　金　　円

２　補助事業の実施期間　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

３　添付書類
（１）経費所要額調
（２）県に提出した様式２－２の写し
（３）見積書（リーフレット作成事業を行う場合のみ）
（４）その他参考となる資料

経　費　所　要　額　調

(1)電話やオンラインによる診療事業

診療月	件数（見込み）			補助金額(円)
	初診 A	再診 B	合計 C＝A＋B	@3,000円×C
5月			0	
6月			0	
7月			0	
8月			0	
9月			0	
10月			0	
合計	0	0	0	0

(注1)見込み件数を入力してください。
(注2)件数の初診Aと再診Bを入力すると、合計、補助金額が自動で計算されます。

(2)リーフレット作成事業

見積(予定)年月日	実支出額 (円) A	1枚単価 (円) B＝A÷E	基準単価 (円) C	補助対象単価 (円) D(注3)	作成枚数 (枚) E	基準上限枚数 (枚) F	補助対象枚数 (枚) G(注4)	補助金額 (円) H＝D×G
令和　年　月　日								
令和　年　月　日								
令和　年　月　日								
合計	0		33		0	2,000	0	0

(注1)実支出額Aには、消費税を含みます。
(注2)実支出額Aと作成枚数Eを入力すると、1枚単価B、補助金額Hが自動で計算されます。
(注3)補助対象単価Dは、実支出額Aから算出した1枚単価B又は基準単価C(33円)とを比較して少ない方とします(自動計算)。
(注4)補助対象枚数Gは、作成枚数Eと基準上限枚数F(2，000枚)とを比較して少ない方とします(自動計算)。

【補助事業者情報入力欄】

医療機関名	
郵便番号	
住　所	
電話番号	
ＦＡＸ	
メールアドレス	
担当者名	

様式第２号（第７条関係）

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金交付決定通知書

医第　　号
令和　　年　　月　　日

様

埼玉県知事　　㊞

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

１　交付金額　　金　　円

内訳
（１）電話やオンライン診療による事業　　金　　円
（２）リーフレット作成事業　　金　　円

２　支払方法　　精算払

３　交付条件
この補助金は、令和　　年　　月　　日付け医第　　号「埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金交付要綱」第６条に規定する条件を付して交付するものである。

様式第３号（第１０条関係）

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日

（宛先）
埼 玉 県 知 事

開　設　者　　㊞

医療機関名

令和　　年　　月　　日付け医第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第１３条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

１　補助金の精算額　　金　　円

内訳
（１）電話やオンライン診療による事業　　金　　円
（２）リーフレット作成事業　　金　　円

２　添付書類
（１）経費所要額精算書
（２）県に提出した様式２－２の写し
（３）納品書及び請求書の写し（リーフレット作成事業を行う場合のみ）
（４）その他参考となる資料

経　費　所　要　額　精　算　書

(1)電話やオンラインによる診療事業

診療月	件数（実績）			補助金額(円)
	初診 A	再診 B	合計 C=A+B	@3,000円×C
5月			0	
6月			0	
7月			0	
8月			0	
9月			0	
10月			0	
合計	0	0	0	0

(注1)実績件数を入力してください。
(注2)件数の初診Aと再診Bを入力すると、合計、補助金額が自動で計算されます。

(2)リーフレット作成事業

納品年月日	実支出額 (円) A	1枚単価 (円) B=A÷E	基準単価 (円) C	補助対象単価 (円) D(注3)	作成枚数 (枚) E	基準上限枚数 (枚) F	補助対象枚数 (枚) G(注4)	補助金額 (円) H=D×G
令和　年　月　日								
令和　年　月　日								
令和　年　月　日								
合計	0		33		0	2,000	0	0

(注1)実支出額Aには、消費税を含みます。
(注2)実支出額Aと作成枚数Eを入力すると、1枚単価B、補助金額Hが自動で計算されます。
(注3)補助対象単価Dは、実支出額Aから算出した1枚単価B又は基準単価C(33円)とを比較して少ない方とします(自動計算)。
(注4)補助対象枚数Gは、作成枚数Eと基準上限枚数F(2，000枚)とを比較して少ない方とします(自動計算)。

【補助事業者情報入力欄】

医療機関名	
郵便番号	
住　所	
電話番号	
ＦＡＸ	
メールアドレス	
担当者名	

様式第４号（第１１条関係）

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金確定通知書

医第　　号
令和　　年　　月　　日

様

埼玉県知事　　㊞

令和　　年　　月　　日付け医第　　号で交付決定の通知をした埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金については、令和　　年　　月　　日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定する。

記

1	交付決定額	金	円
2	交付確定額	金	円
	内訳		
	（１）電話やオンライン診療による事業	金	円
	（２）リーフレット作成事業	金	円

様式第５号（第６条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）報告書

令和　　年　　月　　日

（宛先）
埼 玉 県 知 事

開　設　者　　㊞

医療機関名

令和　　年　　月　　日付け医第　　号により交付決定があった、令和　　年度埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１５条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　添付資料
２の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

記入例

様式第１号（第５条関係）

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

（宛先）
埼 玉 県 知 事

開設者が法人の場合は、法人名、理事長名、理事長印
開設者が個人の場合は、開設者氏名、印（認め印可）

開　設　者　　医療法人〇〇会　理事長〇〇　㊞

医療機関名　　〇〇病院

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第４条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

内訳（1）、（2）の合計を正しく記入してください。

1　補助申請額　　金　２７６，０００円

経費所要額の補助金額（H）欄と一致させてください。

内訳
（１）電話やオンラインによる診療事業　　金　２１０，０００円
（２）リーフレット作成事業　　金　６６，０００円

2　補助事業の実施期間　令和２年５月１日　～　令和２年１０月３１日

3　添付書類
（１）経費所要額調
（２）県に提出した様式２－２の写し
（３）見積書（リーフレット作成事業を行う場合のみ）
（４）その他参考となる資料

注：交付申請額を審査し、交付決定を行います。
なお、実績報告の際の実績報告額は、交付決定額と同額又はそれ以下となりますので、交付申請額の積算には御注意ください。

記入例

経　費　所　要　額　調

注：交付申請額を審査し、交付決定を行います。
　なお、実績報告の際の実績報告額は、交付決定額と同額又は
　それ以下となりますので、交付申請額の積算には御注意ください。

（1）電話やオンラインによる診療事業

診療月	件数（見込み）			補助金額(円)
	初　診 A	再　診 B	合　計 C＝A＋B	@3,000円×C
5月	10	5	15	
6月	8	5	13	
7月	7	5	12	
8月	5	5	10	
9月	5	5	10	
10月	5	5	10	
合計	40	30	70	210,000

（注1）見込み件数を入力してください。
（注2）件数の初診Aと再診Bを入力すると、合計、補助金額が自動で計算されます。

（2）リーフレット作成事業

見積（予定）年月日	実支出額 (円) A	1枚単価 (円) B＝A÷E	基準単価 (円) C	補助対象単価 (円) D（注3）	作成枚数 (枚) E	基準上限枚数 (枚) F	補助対象枚数 (枚) G（注4）	補助金額 (円) H＝D×G
令和2年7月1日	60,000				2,000			
令和2年8月15日	30,000				500			
令和　年　月　日								
合計	90,000	36	33	33	2,500	2,000	2,000	66,000

（注1）実支出額Aには、消費税を含みます。
（注2）実支出額Aと作成枚数Eを入力すると、1枚単価B、補助金額Hが自動で計算されます。
（注3）補助対象単価Dは、実支出額Aから算出した1枚単価B又は基準単価C（33円）とを比較して少ない方とします（自動計算）。
（注4）補助対象枚数Gは、作成枚数Eと基準上限枚数F（2，000枚）とを比較して少ない方とします（自動計算）。

【補助事業者情報入力欄】

医療機関名	医療法人〇〇　〇〇病院
郵便番号	〒123-4567
住　　所	埼玉県さいたま市〇〇区〇〇1丁目2−3
電話番号	000-000-0001
ＦＡＸ	000-000-0002
メールアドレス	0000@xx.xx.lg.jp
担当者名	事務長　〇〇

記入例

様式第３号（第１０条関係）

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日

（宛先）
埼 玉 県 知 事

開設者が法人の場合は、法人名、理事長名、理事長印
開設者が個人の場合は、開設者氏名、印（認め印可）

開　設　者　医療法人〇〇会　理事長〇〇　㊞

医療機関名　　〇〇病院

交付決定通知書の日付、発番を記入してください。

令和△△年△△月△△日付け医第△△△－△△号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第１３条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

内訳（1）、（2）の合計を
正しく記入してください。

１　補助金の精算額　　金　１７６，０００円

経費所要額精算書の補助金額（H）欄と一致させてください。

内訳
（１）電話やオンライン診療による事業　　金　１２０，０００円
（２）リーフレット作成事業　　金　５６，０００円

２　添付書類
（１）経費所要額精算書
（２）県に提出した様式２－２の写し
（３）納品書及び請求書の写し（リーフレット作成事業を行う場合のみ）
（４）その他参考となる資料
・作成したリーフレット

注：補助金の精算額は、交付決定通知書の交付金額と
同額又はそれ以下となりますので御注意ください。

記入例

経　費　所　要　額　精　算　書

注:実績報告額は、交付決定額と同額又はそれ以下となりますので御注意ください。

(1)電話やオンラインによる診療事業

診療月	件数（実績）			補助金額(円)
	初診 A	再診 B	合計 C=A+B	@3,000円×C
5月	11	3	14	
6月	8	2	10	
7月	7	2	9	
8月	5	0	5	
9月	0	0	0	
10月	2	0	2	
合計	33	7	40	120,000

(注1)実績件数を入力してください。

(注2)件数の初診Aと再診Bを入力すると、合計、補助金額が自動で計算されます。

(2)リーフレット作成事業

納品年月日	実支出額 (円) A	1枚単価 (円) B=A÷E	基準単価 (円) C	補助対象単価 (円) D(注3)	作成枚数 (枚) E	基準上限枚数 (枚) F	補助対象枚数 (枚) G(注4)	補助金額 (円) H=D×G
令和2年7月23日	50,000				2,000			
令和2年8月31日	20,000				500			
令和　年　月　日								
合計	70,000	28	33	28	2,500	2,000	2,000	56,000

(注1)実支出額Aには、消費税を含みます。

(注2)実支出額Aと作成枚数Eを入力すると、1枚単価B、補助金額Hが自動で計算されます。

(注3)補助対象単価Dは、実支出額Aから算出した1枚単価B又は基準単価C(33円)とを比較して少ない方とします(自動計算)。

(注4)補助対象枚数Gは、作成枚数Eと基準上限枚数F(2,000枚)とを比較して少ない方とします(自動計算)。

【補助事業者情報入力欄】

医療機関名	医療法人〇〇　〇〇病院
郵便番号	〒123-4567
住　所	埼玉県さいたま市〇〇区〇〇1丁目2-3
電話番号	000-000-0001
ＦＡＸ	000-000-0002
メールアドレス	0000@xx.xx.lg.jp
担当者名	事務長　〇〇

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業について

埼玉県では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、電話やオンラインによる診療（※）を実施する医療機関を支援する補助事業を実施します。

つきましては、以下のとおり募集をしますので、各医療機関においては本事業の活用についてご検討ください。

当事業の概要について（PDF：85KB）

※電話やオンラインによる診療とは、医師と患者間において、電話や情報通信機器を通して患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為をいいます。

補助事業について

1 補助対象事業

（1）電話やオンラインによる診療事業

電話やオンラインによる診療のうち、初診及びその患者の再診。（※）

※初診及びその患者の再診とは、初診及びその患者に対する2度目以降の電話やオンラインにより行われる診療をいいます。

（2）リーフレット作成事業

電話やオンラインによる診療を実施することを周知するために外注により作成したリーフレットの作成経費。

2 補助対象事業の実施期間

令和2年5月1日から令和2年10月31日又は4月10日事務連絡に基づいて行われる電話やオンラインによる診療の取扱いが終了する日のいずれか早い日までに行われる事業。

3 補助対象事業者

補助対象事業を行う埼玉県内の病院又は診療所（歯科診療所又は、国、地方公共団体、独立行政法人が設置する医療機関を除く。）を開設する者。

4 補助金額

（1）電話やオンラインによる診療事業

電話やオンラインによる診療のうち、初診及びその患者の再診1件につき3,000円を乗じた額を補助金額とします。

（2）リーフレット作成事業

1.対象経費の実支出額から算出した1枚当たり単価と1枚当たり基準単価（33円）とを比較して少ない方を補助対象単価とします。

2.実際に作成した枚数と基準上限枚数（2,000枚）とを比較して少ない方を補助対象枚数とします。

3.上記1で算出した補助対象単価に上記2で算出した補助対象枚数を乗じた額を補助金額とします。（千円未満切捨て）

手続きについて

1 交付申請の方法

（1）提出書類及び提出先

提出書類の様式は「4 提出書類の様式」（交付申請）をご確認ください。

交付申請書（様式第1号）に申請者の記名押印をしていただき、添付書類を同封し郵送でご提出ください。

※郵送提出先：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号本庁舎4階 埼玉県医療整備課医務・医療安全相談担当

（2）交付申請書類の提出時期について

令和2年8月頃にご提出いただく予定です。日程の詳細が決まりましたらこのページで改めてお知らせします。

2 実績報告の方法

（1）提出書類

提出書類の様式は「4 提出書類の様式」（実績報告）をご確認ください。

実績報告書（様式第3号）に申請者の記名押印をしていただき、添付書類を同封し郵送でご提出ください。

※郵送提出先：上記と同様

(2) 実績報告書類の提出時期について

令和2年12月31日までにご提出ください。詳細は、交付決定通知の際に改めてお知らせします。

3 請求書の提出

(1) 提出書類

提出書類の様式は「4 提出書類の様式」（請求書）をご確認ください。

申請者の記名押印をしていただき、郵送でご提出ください。

※郵送提出先：上記と同様

(2) 請求書の提出時期について

補助金確定通知書が届き次第、ご提出ください。

4 提出書類の様式

交付申請

交付申請書（様式第1号）（ワード：21KB） 【記入例】交付申請書（ワード：30KB）

添付書類

(1) 経費所要額調（エクセル：15KB） 【記入例】経費所要額調（エクセル：16KB）

(2) 県に提出した様式2-2の写し（医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票）

(3) 見積書（リーフレット作成事業を行う場合のみ）

(4) その他参考となる資料

実績報告

実績報告書（様式第3号）（ワード：21KB） 【記入例】実績報告書（ワード：34KB）

添付書類

(1) 経費所要額精算書（エクセル：15KB） 【記入例】経費所要額精算書（エクセル：16KB）

(2) 県に提出した様式2-2の写し（医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票）

(3) 納品書及び請求書の写し（リーフレット作成事業を行う場合のみ）

(4) その他参考となる資料（作成したリーフレットなど）

補助金支払請求

請求書（ワード：18KB） 【記入例】請求書（ワード：26KB）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告（リーフレット作成事業実施補助事業者のみ）

実績報告後に確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合は、以下の書類により県への報告が必要です。

消費税仕入れ控除報告書（様式第5号）（ワード：21KB）

要返還相当額計算書（エクセル：26KB） 【記載例】要返還相当額計算書（エクセル：69KB）

補助金に係る消費税仕入れ控除税額について（埼玉県ホームページ）

5 手続きの流れ

1. 【医療機関→県】事業者から県へ交付申請書を提出（8月）
2. 【県→医療機関】県から事業者へ交付決定通知書を送付（9月）
3. 【医療機関→県】事業者から県へ実績報告書を提出（11月）
4. 【県→医療機関】県から事業者へ補助金確定通知書を送付（12月）
5. 【医療機関→県】事業者から県へ補助金支払請求書を提出（12月）
6. 【県→医療機関】県から事業者へ補助金の支払い（振り込み）（1月）

要綱等について

- 埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金交付要綱（PDF：272KB）
- 補助金等の交付手続等に関する規則
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月10日事務連絡）（PDF：463KB）
- オンライン診療の適切な実施に関する指針（PDF：672KB）
- 電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関向け情報（埼玉県ホームページ）
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたオンライン診療について（厚生労働省ホームページ）

Get Adobe Acrobat Reader PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要です。Adobe Acrobat Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

お問い合わせ

保健医療部 医療整備課 医務・医療安全相談担当
郵便番号330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 本庁舎4階
電話：048-830-3539
ファックス：048-830-4802

▸お問い合わせフォーム

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

このページの情報は役に立ちましたか？
○1：役に立った ○2：ふつう ○3：役に立たなかった
このページの情報は見つけやすかったですか？
○1：見つけやすかった ○2：ふつう ○3：見つけにくかった

▸送信

▲ ページの先頭へ戻る

▸サイトマップ ▸組織案内 ▸関係機関リンク集 ▸プライバシーポリシー・免責事項 ▸著作権・リンクについて ▸ウェブアクセシビリティ

県庁へのアクセス
▸「コバトン」&「さいたまっち」

埼玉県庁 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 電話番号：048-824-2111（代表） 法人番号：1000020110001

Copyright © Saitama Prefecture. All rights reserved.